

2026年5月21日

各 位

会 社 名 日本パワーファスニング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤井 宏二
(コード番号 5950 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 企画・総務部長 鈴木 昭洋
(電話番号 072-789-9700)

ガス式鉚打ち機を用いた小径鉚によるデッキプレート等の仮固定工法の BCJ 評定取得に関するお知らせ

当社のガス式鉚打ち機を用いた鋼板用小径打込み鉚によるデッキプレート(鉄骨造の床スラブの型枠と支持材を兼ねる鋼製の板状部材)等の仮固定工法につきまして、2026年4月17日付で一般財団法人日本建築センター(BCJ)の評定(工法等)※を取得いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 評定(工法等)取得の経緯

当社は創業以来、モノとモノとを締結する「ファスナー」および締結工具の製造・販売を行って参りました。当社製品を通じて、建設・建築市場における社会課題を解決することを目標としております。

このたび、当社のガス式鉚打ち機を用いた鋼板用小径打込み鉚によるデッキプレート等の仮固定工法につきまして評定(工法等)を取得いたしました。この取組みは、2025年2月14日に公表いたしました「中期経営計画」の施策の一環であります。当社製品を通じ、施工現場における火災等の災害防止や施工作業の省力化に貢献すべく、鉄骨造分野における事業の拡大を推進してまいります。

2. 今後の見通し

本件が当社の2026年12月期の連結業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、中長期的には当社の連結業績及び企業価値の向上に資するものと考えております。公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、別紙をご参照ください。

※国が指定する建築技術の評価機関である一般財団法人日本建築センター(BCJ)の評定は、建築物の工法、部材、設備等や建築計画について、建築基準法令その他の技術的基準等に照らして、その性能を評価されております。

以 上

2026年5月吉日



小径打込み鉋によるデッキプレート等の仮固定工法の BCJ 評定取得のご案内

このたび弊社ガス式鉋打ち機を用いた鋼板用小径打込み鉋によるデッキプレート等の仮固定工法につきまして、下記の一般財団法人日本建築センターの評定(工法等)を取得いたしましたことをお知らせいたします。

—記—

工法名

ガス式鉋打ち機を用いた小径鉋によるデッキプレート等の仮固定工法
(一財)日本建築センター BCJ 評定-SS0108-01

工法概要

本工法は、デッキプレート等を鋼構造建築物の床又は屋根に使用する際に、デッキ工事において必要となるデッキプレート、フラットデッキ及びキーストンプレート、調整板、コンクリート止めを鉄骨梁、デッキ受け材又はコンクリート止め受け材に仮固定する工法である。デッキプレート等のずれ止めや落下防止を目的とし、ガス式鉋打ち機用の小径(細径)の打込み鉋を用いて、デッキプレート等の敷込みからスラブのコンクリート打込みまでの短期間にて仮固定を行う。従来の位置決め溶接であるアークスポット溶接の代用として使用することで、溶接作業と比較し溶接火花が発生せず火災等の災害防止となり、かつコードレスのガス式鉋打ち機により打込み鉋を瞬時に連続して打鉋できることから、施工の準備を含め作業性が高い工法技術である。



ガス式鉋打ち機
ウルトラガスツール UG7



打込み鉋
UG ピン UG3015

—以上—

評 定 書 (工法等)

申込者 日本パワーファスニング株式会社 代表取締役社長 藤井 宏二 様

件 名 ガス式鉋打ち機を用いた小径鉋によるデッキプレート等の仮固定工法

令和 8 年 1 月 23 日付けで評定の申込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

令和 8 年 4 月 17 日



記

1. 評定申込事項

本評定は、鉄骨造建築物の床版又は屋根版に設置する各種デッキプレート、調整板及びコンクリート止めについて、敷き込みをしてからコンクリートを打設するまでの間のずれ及び落下を防止するため、ガス式鉋打ち機用の小径の打込み鉋を用いて鉄骨梁又はデッキ受け材に仮固定する工法に関する評定である。なお、床版及び屋根版と鉄骨梁との接合は評定対象外とし、別途適切に頭付きスタッド溶接により接合することとする。

2. 評定の区分及び有効期間

新規 (評定の有効期間：令和 13 年 4 月 16 日まで)

3. 評定をした工法等

別紙のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、特別工法評定委員会において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 審査内容

提出された構造検討等の結果により、本工法について妥当であることを確認した。

5. 備考

本評定は、設計・施工及び製造並びにこれらに係る品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づき行ったものであり、個々の製品並びに工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。